

1 施設の平等利用が確保されること。

唐津市民交流プラザは、公の施設であることから、施設の利用については、地方自治法第244条3項で「普通地方公共団体は、市民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」と規定されており、指定管理者もこの規定の適応を受けます。

このため、施設の全職員が条例を遵守し、徹底したマニュアルによる統一した対応をするべく、日常的な指導や職員研修を実施し、管理・運営を行ってまいりました。特定の団体や利用者に偏った貸出を行わないよう、条例だけでなく、過去の実例を職員間で共有することで、全職員が公平に対応できる体制を整え、今後も運営してまいります。また、多くの人に気軽に施設をご利用いただけるよう、館内の案内表示やパンフレット等にユニバーサルデザインの視点を取り入れてまいりました。今後も接遇研修、管理運営の研修等を実施し、誰にとっても「公平な対応」で「わかりやすく、使いやすい」施設を目指すべく、利便性の向上に努めてまいります。

2 施設の効用が最大限に発揮されること。

施設の利便性を向上させることを目的に、フリーWi-Fiの設置、予約システムを取り入れたホームページの導入やLINE、Instagram等SNSを使った利用者向けの発信、パンフレットの配布を行ってまいりました。「施設は地域とともに発展する」という考えのもと、指定管理者として、市民が集う交流施設という設置目的や貸会議室や貸ホールとしての設備環境が整備されているという特性、市の中心部に位置するという利便性を最大限に活かし、利用者へのサービス向上や唐津市の振興につながるような自主事業にも取り組んでまいります。子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が集い、誰もが簡単に、そして安心して利用できる「使いやすさ」を充実させた施設とすることで、利用者にコミットした新しい付加価値をつけ、サービス向上を図ります。

3 管理に係る経費の縮減が図られること。

公の施設を指定管理業務とする最大の目的は、サービスの向上と経費の縮減にあります。民間ならではのノウハウや人財の能力を活かし、サービスの質を下げることなく、維持費や経費の縮減に取り組みます。

- 1.これまでの3年間の管理で得たノウハウを活かし、少人数でも十分な管理運営の実現やサービスを提供できる運営体制で業務を遂行致します。
- 2.軽微な修繕は、材料を用意し、職員自ら実施することで、コスト削減を図ります。
- 3.施設の管理運営をDX化させます。管理体制のデジタル化やペーパーレス化を図ります。
- 4.最小の経費で最大の効果が得られるよう全業務に対して点検、見直しを行います。
- 5.維持管理費を縮減させるだけでなく、縮減した経費を使用し、利用者より要望の多い設備の導入や細かいメンテナンスなど、更なるサービス向上を実現させます。

4 管理を行う物的、人的能力を有していること。

私共は、令和3年から令和5年にかけて3年間唐津市民交流プラザを管理運営してまいりました。また、職員には唐津市民交流プラザにて10年以上管理運営に携わってきた経験を持つ職員が複数人いるほか、全職員での平均経験年数も約4年あることから、各職員がこれまで培ってきた経験を活かし、十分な対応に努めてまいります。令和2年より流行した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数は著しく低下しておりましたが、私共が管理を始めた令和3年度以降、十分な感染対策と管理運営を行った結果として利用者数、利用件数は大きく回復してまいりました。また、共同事業体の財務・経営基盤に関しても唐津市内の税理士事務所にアドバイザースタッフとして関わって頂いていることから、健全性、透明性のある経営を実現させています。私共は、これからも常に「コンプライアンスの徹底」に努め、利用者の満足度向上を目指し、地元の皆様よりご意見やご指導を賜りながら、「唐津市民の唐津市民による唐津市民のための交流施設」となるよう、唐津市民で設立した共同事業体として、しっかり管理運営を遂行したいと考えております。